

協定区域	西区竹の台5丁目の一部 (裏面 区域図参照)		認可・更新 年月日	認可 2002年11月1日
	面積	8,746.05㎡		更新 2012年11月1日 更新 2022年11月1日
用途地域	第1種低層住居専用地域		有効期間	2022年11月1日～2032年10月31日(10年)

協定内容の概要

- (1) 建築物の敷地の区画は、この協定締結時の区画とし、これを分割してはならない。
- (2) 建築物は1区画1戸建てとする。
- (3) 建築物の用途は、1戸建て個人専用住宅又は診療所併用戸建て個人住宅（獣医師法（昭和24年法律第186号）第17条に規定する飼育動物の診療業務を行う診療所を併用するものを除く。）とする。ただし、当該権利者が居住する1戸建て個人専用住宅の外観を有する兼用住宅で兼用の用途に供する部分の床面積の合計が20平方メートル以下であり、かつ、次に掲げる用途に供するものでグリーンコリドール西神中央建築協定運営委員会（以下「委員会」という。）が承認したものは、この限りではない。
- ア 家庭塾及び小教室（華道教室、囲碁教室、習字教室その他のサークル性の高いものに限る。）
- イ 事務所（健全な目的に供されるもので、多数の車両及び人の出入りのないものに限る。）
- ウ 3名以下の下宿（1名の場合は、委員会の承認は必要としない。）また、親子等が居住する2世帯住宅は、建築確認で認められれば玄関の数に関係なく建築可能とする。
- (4) 車庫は、道路の角切部分を自動車の出入口としないものとする。
- (5) 二段式ガレージは、隣地境界線から1メートル以上離し、その間には植栽などを施す。やむを得ない場合はガレージ側の区画の協定者に了解を得る。
- (6) 現状地盤面は、変更してはならない。
- (7) 敷地内には積極的に植栽を行い、緑化に努めるとともに、保守管理を怠らないこと。
- (8) 看板、広告塔その他これらに類するものは、当該権利者に係るものかつ文化、政治、宗教等営利を目的としないものに限り、設置できるものとする。ただし、その場合にあっては、必要最小限のものとし、周辺と調和するよう努めなければならない。

※この地区は隣接地・除外地はありません。

*建築協定地区内で、新築、増築、改修などの計画がある場合は、運営委員会との事前協議が必要です。

*建築協定の「事前協議」や「内容の確認」のお問い合わせ先は、各地区の運営委員会です。

*運営委員会の連絡先を閲覧されたい場合は、下記フォームから申込みください。

<https://kobecity.form.kintoneapp.com/public/kenchikukyotei-uneiinkairenrakusakietsuranmoushikomi>

109

グリーンコリドール西神中央



109 グリーンコリドール西神中央建築協定

位置図

